

鳥取砂丘コナン空港第2期コンセッションの募集要項等の公表に向けた進捗状況について

令和6年11月29日

交 通 政 策 課

鳥取砂丘コナン空港の第2期コンセッション（以下「第2期事業」）では、「鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例」に基づき、選定事業者を公募の方法によって選定することを予定しています。

現在、第2期事業について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」（PFI法）第7条に基づく特定事業の選定及び同法第8条に基づく民間事業者の選定等（募集要項等の公表）に向けた手続きを進めていますので、その進捗状況を報告します。

1 特定事業の選定に向けたVFM（県の財政負担軽減額）の試算

令和6年8月1日に公表した「第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等実施方針」に基づく事業内容について、第2期事業を県が自ら実施する場合の事業収支と、公共施設等運営権を設定しコンセッション事業として実施する場合の県の事業収支を試算・比較し、VFMを試算した。現時点におけるVFMの試算結果は次のとおりプラス値となるため、当該事業内容を前提として、今後（令和7年2月頃）、第2期事業を特定事業として選定していくことは適当と判断できる。

なお、VFMの評価は特定事業の選定時（予測）と事業者選定時（実際）の2回に分けて行う予定であり、今回の試算は特定事業の選定時のVFMである。

項目	事業期間（20年間）累計の収支差額（現在価値ベース）
従来型（県直営）で実施した場合	113.9億円
コンセッションで実施した場合	109.6億円
VFM（県の財政負担軽減額）	4.3億円

2 募集要項の作成

「第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等募集要項」（以下「募集要項」）は、第2期事業の内容や前提条件のほか、民間事業者の募集及び選定に関する事項として、応募者の参加資格要件や公募手続、審査に関する事項等を定めるものである。

なお、現在、令和7年2月頃の募集要項等（後述3を含む）の公表に向けて調整を行っている。

3 優先交渉権者選定基準の作成

○ 優先交渉権者の選定は、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン（令和6年6月3日 民間資金等活用事業推進会議決定）」に記載の事業者選定フローに沿って行う。

- ・ 優先交渉権者の選定に係る審査は、第一次審査と第二次審査の2段階に分けて実施する。
- ・ 第一次審査では、参加資格要件の充足及び第2期事業の事業方針等についての提案を求めたうえでそれらを審査し、第二次審査参加者を選定する。
- ・ 第二次審査では、第二次審査参加者との競争的対話等を踏まえ、具体的な事業施策、事業計画等についての提案を求めたうえでそれらを審査し、優先交渉権者を選定する。
- ・ 審査会は非公開で行う。

○ 優先交渉権者選定基準のうち、提案を求める主な項目及び配点のポイントは、次のとおりである。

- ・ 第2期事業の両輪である「安全・安心な空港運営」と「空港を拠点としたにぎわいの創出」について各々提案を求めるとともに、両者の配点割合を同率としている。
- ・ 提案項目の1つの柱として「地域貢献」を掲げ、現在の鳥取空港ビル(株)の従業員の待遇を含む運営権者及び運営権者子会社等の人事・雇用に関する提案や、県内事業者との連携に関する提案を求め、地域への貢献が期待できる提案については高く評価することとしている。

4 第2期事業開始までのスケジュール（予定）

年 度	主な内容
令和6年度	● 特定事業の選定、募集要項等の公表（2月頃）
令和7年度	● 優先交渉権者の選定・公表、基本協定の締結、SPC設立（10月頃） ● 運営権設定及び債務負担行為に係る議会への附議（2月頃）
令和8年度	● 実施契約の締結・公表（4月頃）、業務引継期間（約1年間）
令和9年度	● 第2期事業開始（4月～）